

会費規程

2017年5月19日 制定

2024年5月22日 改定

(目的)

第1条

本規程は、一般社団法人日本計算工学会（以下「本会」という。）の会費について、定款第8条に基づき定めるものである。

(入会金)

第2条

本会入会に際しては、入会金を要しない。

(会費)

第3条

本会の会費の年額は以下の通りとする。

正会員（フェロー）		15,000円
正会員		10,000円
特別会員	A級	200,000円
	B級	100,000円
	C級	50,000円
シニア会員		5,000円
学生会員		2,500円
研究室会員	区分A	15,000円
	区分B	10,000円
	区分C	5,000円
賛助会員		会費を要しない
名誉会員		会費を要しない

(納入)

第4条

会費は、当該会計年度の間、原則として年額の全額を納入しなければならない。

- 2 会費は、年額を分割して納入することができない。
- 3 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(細則)

第5条

会費の請求については、理事会の決議による会員会費細則において定める。

(改廃)

第6条

本規程の改廃は、社員総会の議を経て行う。

附則

2017年5月19日 制定

2021年5月19日 改定

2023年5月23日 改定

2024年5月22日 改定

改定後の本規程は、2025年4月1日から施行する。

以上